

平成29年度 地方分権改革に関する提案募集

自然公園法(昭和32年法律第161号)に定める

国定公園の公園計画を変更する権限の地方移譲

平成29年7月11日 千葉県

商工労働部 観光企画課

●提案の背景と現状

- 高度成長期に盛んだった団体旅行対応型の観光関係施設は陳腐化し、お客が減って設備更新の資力が無い。
- 投資を呼び込み現代に合った業態に転換しようにも、公園計画の変更には時間が掛かり、投資元に嫌われる。

廃墟化が現実

60年前の社会事情を背景に制定された国定公園制度（自然公園法）を、今でも同じ感覚で運用していると、

風光明媚な場所を
見るに堪えない姿に
変えてしまふという
悲劇的な現状

ところで

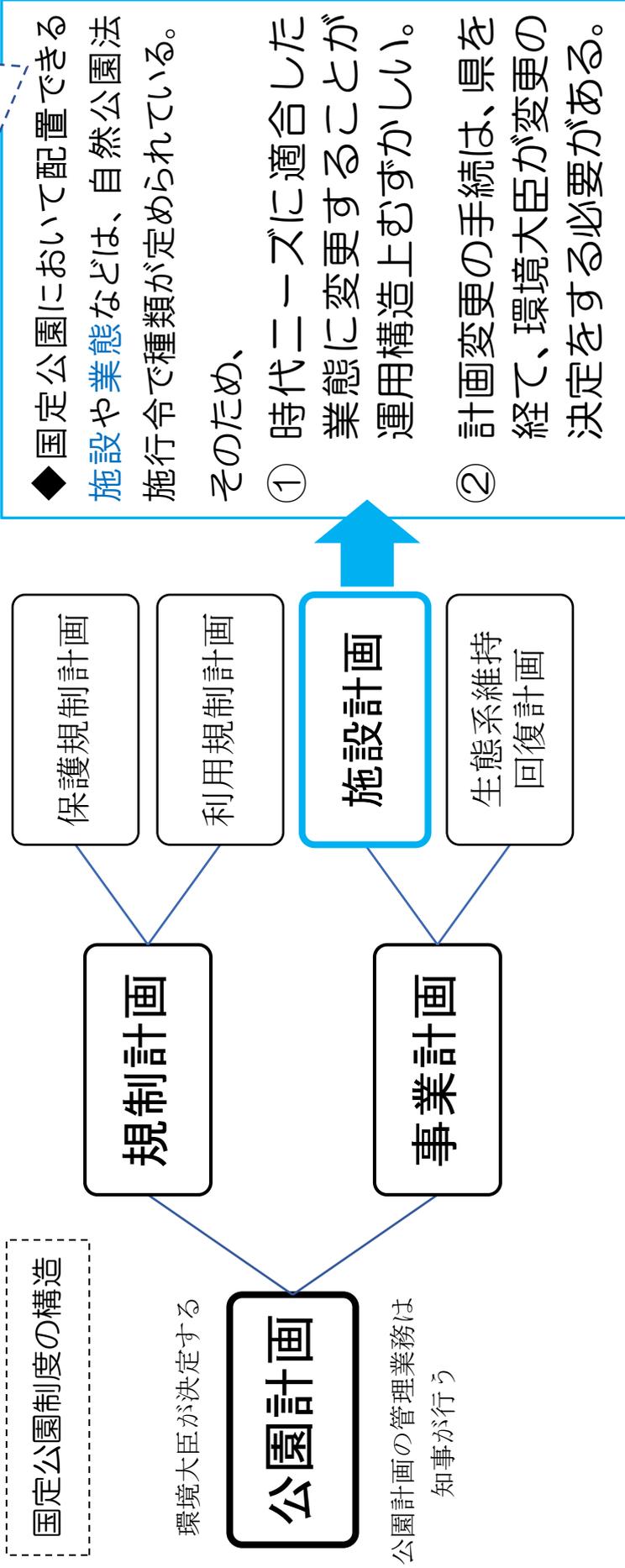


H19. 3月 / 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言 ※環境省HPから引用

国定公園を分類すると、**自然性の極めて高い風景地**と**大都市の周辺に位置して利用性を重視する風景地**の2つのタイプがありますが、それに加えて、地域によって希少性が高まり、評価が高まってきた自然の風景地を積極的に保全する役割を国定公園が担うことも検討に値します（13頁）

観光立国推進基本法が制定された約10年前の時点で、「**国定公園**」を一括にせず、**地域特性に即して考える**との発想が明確に示されている。

●見直しをお願いしたい点



- 施行令第1条（公園事業となる施設）
- ① 道路及び橋
 - ② 広場及び園地
 - ③ 宿舎及び避難小屋
 - ⑨…水族館

千葉県内の事例（国定公園内の水族館）

⇒ 子供連れの家族客を対象としてきたが、少子化に伴い抜本的な経営戦略の見直しに迫られている。
 近隣の観光施設も小手先の対策では厳しいと語っている。



◎何をどう見直すのか

宿泊施設、水族館など、すでに公園事業として建設された施設についての（国定）公園計画の変更は、内容が軽微な場合であれば、当該計画を管理する権限と義務のある知事所管事項とする。

⇒ 国定公園制度の趣旨に照らし、手つかずの自然状態を改変する際に生態系への影響を十分慎重に見極めることは当然必要であるが、すでに公園事業として建設された施設にあつては、廃墟化を防ぐことが国定公園の魅力維持に必須である。そのためには、計画変更を機動的かつ柔軟に行えることが重要となる。

また、国の関与を残す場合でも、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更ができる制度構造にする必要がある。

【参考】自然公園法施行令(抄)

(公園事業となる施設の種類)

- 第一条 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 道路及び橋
 - 二 広場及び園地
 - 三 宿舎及び避難小屋
 - 四 休憩所、展望施設及び案内所
 - 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
 - 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
 - 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）
 - 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
 - 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
 - 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
 - 十一 砂防施設及び防火施設
 - 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）